

担当弁理士：石川 克司

商標の類否の判断に関する裁判例

－「TeaCoffee」事件－

H31.3.14 判決 大阪地裁 平成 30 年（ワ）第 4954 号

商標権侵害損害賠償請求事件：請求棄却

概要

図形とTeaCoffeeの文字からなる原告登録商標の「TeaCoffee」の部分は原告商標の要部ということとはできないとして、原告登録商標「図形+TeaCoffee」と被告標章「TEA COFFEE」は非類似と判断された事例。

原告の登録商標（判決文から引用）



- 1 登録番号：第5963932号
- 2 区分：第30類
- 3 指定商品：茶、コーヒー、茶入りコーヒー、コーヒー豆

原告使用標章（判決文から引用）



被告標章（判決文から引用）

被告標章目録1-1 被告標章目録1-2



被告標章目録2



主な争点

原告商標と被告が使用する標章の類否（争点1）

裁判所の判断

- 1 原告商標について
『原告は、原告商標と被告が使用する標章との類否判断に当たっては、原告商標のうち「TeaCoffee」の文字部分が取引者、需要者の注意を特に

引く部分であることを根拠に、この部分だけを抽出して被告が使用する標章と比較することが許されると主張するので、以下、この部分の自他商品識別力について検討する。』

『証拠及び弁論の全趣旨によれば、複数の原材料を組み合わせた飲料（後記bの茶とコーヒーを組み合わせた飲料を除く）の商品名等について、これまでに別紙「複数の原材料を組み合わせた飲料の商品名等一覧表」記載の例があることが認められる。』

『ところで、前記（ア）aで認定した別紙「複数の原材料を組み合わせた飲料の商品名等一覧表」のとおり、複数の原材料を組み合わせた飲料の商品名等については、原材料を構成する物の名前を接続した語とする例が数多く見られる。そして、その中には、「ミルクコーヒー」、「Cafe au Lait」、「ミルクティー」、「レモンティー」等のように、既に一つの日本語として定着している語がある。また、特定の業者ではなく缶飲料やペットボトル飲料を販売する大手各社が、紅茶とその他の原材料を組み合わせた飲料として「アップルティー」、「梅ティー」、「レッドグレープティー」等、抹茶と牛乳を組み合わせた飲料として「抹茶ラテ」、ほうじ茶と牛乳を組み合わせた飲料として「ほうじ茶ラテ」等、その他として「ゆずはちみつ」、「はちみつレモン」等のように、様々な組合せの語を使用している。また、飲料の名前から生じる認識を検討するに当たっては、このような大手各社が販売する飲料だけでなく、「最新アイズドリンク」（乙32、33）、「New Arrange Drink」（乙33）などとして、実際に創作的か否かはともかく、創作的な飲料を提供しようとしていることがうかがわれるカフェのメニューで使用されている例も参考になり得るところ、同別紙のとおり、「ハニーレモンティーソーダ」、「ピーチゼリーティー」、「アイスマンゴーティー」があるほか、「抹茶ミルク」、「ゆず緑茶」、「ほうじ茶ジンジャール」、「ソイマンゴー」、「バナナ酢ミルク」等のように、メニュー名自体は、原材料を構成する物の名前を単に接続した語が使用されている。』

『以上は、飲料一般についてのものであるが、茶（日本茶、紅茶）とコーヒーを組み合わせた飲料等に

については、別紙・・・(略)・・・記載のとおり、原告商品が販売される以前からそのような商品やメニューが少なからず存在し、その中には、「お茶コーヒー」(同別紙の番号1)、「抹茶カフェオレ」(同3)、「コーヒーほうじ茶」(同6。ティーバッグの形で販売されていた〔乙17〕。)、 「グリーンティーコーヒー」(同9)・・・(略)・・・という、茶を意味する語とコーヒー等を意味する語を接続しただけの商品名等のものがあつたほか、料理レシピとしても、「緑茶コーヒー」(同14、17)という、茶を意味する語とコーヒーを意味する語を接続しただけの名前のものがあつたと認められる。』

『これらからすると、「TeaCoffee」との表記に接した需要者、取引者が、それが複数の原材料を組み合わせた他の飲料の商品名等と同様に、「Tea」と「Coffee」を組み合わせた飲料等を意味すると認識することに妨げはなく、そのように認識すると認めるのが相当である。』

『さらに、原告は、「TeaCoffee」の語が、原告による原告商品の販売に伴って原告商品を指すものとして自他商品識別力を獲得した旨主張する。』

『しかし、商品パッケージには、その表面に上記表示(△△teacoffee)より大きく、別紙原告使用標章目録記載2の原告使用標章2が、裏面には同記載1の原告使用標章1がそれぞれ表示され(乙46)、包装箱には、その表面に上記表示(Teacoffee)より大きく2つの原告使用標章2が、裏面には上記表示(Teacoffee)より大きく原告使用標章1がそれぞれ表示されている(甲8)。そして、原告使用標章1については、その構成態様からして、自他商品識別標識であると認識される表示である。また、原告使用標章2については、「京茶珈琲」の文字が含まれ、それに接した者に原告商品の商品名が「京茶珈琲」であると認識される表示である上、目立つ形で「TEA×COFFEE」の文字部分が存しており、その「TEA」と「COFFEE」の間にはある物とある物を掛け合わせることを意味する際に用いられる記号(「×」)が使用されているため、「TeaCoffee」の語に比して、原告商品が「茶」と「コーヒー」を組み合わせたものであることをより一層直接的に表示するものとなっている。』

『したがって、原告商標の構成中、「TeaCoffee」の文字部分については、原告商標の要部ということではできないから、原告商標については、「TeaCoffee」の文字部分と図形部分から成る全体の構成が一体となって、初めて自他商品識別力を有するに至っているものというべきである。』

2 被告が使用する標章との類似性について

『以上からすると、原告商標と被告が使用する標章とは、「TeaCoffee」の文字部分と「TEA COFFEE」ないし「ティーコーヒー」の文字部分が類似するのみであり、その他に共通する部分はないと認められる。』

そして、原告商標中の「TeaCoffee」の文字部分は、前記(1)で認定判断したとおり、自他商品識別力が認められない部分であるから、その部分を共通するだけで、他に共通する部分がない原告商標と被告が使用する標章が類似するものということではできない。』

検討

本判決では、図形とTeaCoffeeの文字からなる原告商標の「TeaCoffee」の部分について、「ミルクコーヒー」、「Cafe au Lait」や、「抹茶ラテ」等、原材料を構成する物の名前を接続した語の例が数多く見られることを理由に、本件の「TeaCoffee」の表記に接した需要者等は「TeaCoffee」は「Tea」と「Coffee」を組み合わせた飲料等を意味すると認識すると判断された。

その上で、原告商標中の「TeaCoffee」の文字部分は自他商品識別力が認められない部分であるから、被告標章とその部分が共通するとしても、原告商標と被告標章が類似するものということではできない、と結論付けた。

実務上の指針

識別力の有無の判断において、審査基準(五、第3条第1項第3号)は、『商標が、その指定商品又は指定役務に使用されたときに、取引者又は需要者が商品又は役務の特徴等を表示するものと一般に認識する場合、本号に該当すると判断する。一般に認識する場合とは、**商標が商品又は役務の特徴等を表示するものとして、現実に用いられていることを要するものではない。**』としている。

そうすると、商標権者以外の者が使用を希望するネーミングが登録商標の構成の一部に含まれている場合に、当該ネーミング自体が使用されている取引実情がないとしても、近似の使用例の証拠を積み上げて、登録商標に含まれるネーミング部分の識別力を否定し得る点は参考となる。

また、本判決で原告は、原告商品の販売に伴って原告商品を指すものとして、文字部分の自他商品識別力を獲得した旨の主張を行ったが、原告商標の「TeaCoffee」の文字部分については、商標の要部ということではできないと判断された。

したがって、商標権者は、識別力の獲得の観点からも、商標の使用態様について注意を払う必要がある。

以上